

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
生活保護法による診療所の休止()
土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)
保安林の指定予定(森林保全課)
生産事業者の登録の失効()
漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意(二件)(水産課)
- ◇ 調達広告 落札者の決定(管理課)
随意契約の相手方の決定(二件)()

告 示

鳥取県告示第四百二十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 され した 発 行 所 名
5 9 6 6	雑誌その他 の刊行物	CUPPAI 特ダネトツプ2月2日号増刊	雑誌 16692-2	株式会社 海 王 社
5 9 6 7	〃	投稿ニヤン ² 写真 「アケシヨシ写真塾」3月号増刊	雑誌 11436-03	株式会社 サ ン 出 版
5 9 6 8	〃	吉田邦美と60人のピカイチ美少女	雑誌 68802-29	株式会社 綜 合 図 書
5 9 6 9	〃	Zeppin No. 57 1月号	雑誌 14443-1	株式会社 グ イ ヲ プ リ ス
5 9 7 0	〃	Gals Dee 1998 JANUARY	雑誌 02993-1	株式会社 グ イ ヲ プ リ ス
5 9 7 1	〃	人妻熟女報告写真集第5集 好きスキ奥様	雑誌 66012-38	司 書 房
5 9 7 2	〃	熱写ボーイ 1998 3月号 No. 90	雑誌 07055-3	株式会社 東 京 三 世 社
5 9 7 3	〃	OKAY! 1998. 3 VOL. 25	雑誌 12137-3	株式会社 東 京 三 世 社

5974	〃	カメラ天国3月号 コミックBOY3月増刊号	雑誌 13724-3	株式会社 日本出版社
5975	〃	Be・BACK 3月号 VOL.4	雑誌 08644-3	株式会社 日本出版社
5976	〃	桃クرائم 第1号 劇画ズンヤ1998年1月5日増刊	雑誌 03614-1	ミリオン出版 株式会社
5977	〃	漫画ばんがいち 6月号	雑誌 18295-6	株式会社 コアマガジン
5978	〃	漫画ラフトピア スペンヤル 6月号	雑誌 18349-6	株式会社 蒼 竜
5979	〃	漫画エロトラブ 6月号	雑誌 18323-6	株式会社 蒼 竜
5980	〃	M.S.M.S.アタクション 6月号	雑誌 08595-6	株式会社 双 葉
5981	録画テープ	ツル出しギョト③	AXEL-505	株式会社 セクション2
5982	〃	最新ツルセラ大図鑑真梨奈	1998Part4	セーラー服 本 舗
5983	〃	遠くでイキたい〜千葉、浦安篇	FX-05	株式会社 フー・エ・エクス
5984	〃	ポケまん2	RO-02	株式会社 ローズ

鳥取県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の

規定により次のとおり告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古賀歯科クリニック	米子市尾高三〇四一一八	平成十年六月二日

鳥取県告示第四百二十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一一	平成十年五月二十一日

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年六月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百二十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字下横尾一二二七の三、一二二八の三、一二二八の一三、一二二八の一六から一二二八の一八まで、一二二八の二〇から一二二八の二二まで、一二二七の一、一二二七の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百三十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
58	佐々木克昭	日野郡日南町神戸 上二九一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	佐々木克 昭苗畑	日野郡日南町神 戸上
59	広瀬明正	日野郡日南町神戸 上一八九六	幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	広瀬明正 苗畑	日野郡日南町神 戸上
214	小谷眞市	日野郡日南町神戸 上二三〇一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	小谷眞市 苗畑	日野郡日南町神 戸上
217	秋末安司	日野郡日南町萩原 二四六	〃	秋末農園	日野郡日南町萩 原

242	後藤薫	日野郡日南町上石 見八七五	幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	後藤苗圃	日野郡日南町上 石見
-----	-----	------------------	--------------------	------	---------------

鳥取県告示第四百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳥取中央加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調 達 告 示

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年6月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調 達 件 名 中部定住文化センター及び梨博物館（仮称）新築工事（建築）
- (2) 契 約 方 式 一般競争入札
- (3) 落 札 決 定 日 平成10年2月10日
- (4) 落札者の氏名及び住所 中部定住文化センター及び梨博物館（仮称）新築工事（建築）清水・井木・高野・河田共同企業体
広島市中区上八丁堀8番2号 清水建設株式会社広島支店内
- (5) 落 札 価 格 8,400,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 入 札 公 告 日 平成9年12月16日
- (7) 落 札 方 式 最低価格落札方式
- (8) 契約事務担当部署の名称及び所在地 鳥取県土木部建築課管理係
鳥取市東町一丁目220

<p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月9日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>(3) 契 約 日 平成10年4月1日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契 約 価 格 42,037,695円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県土木部管理課 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>(1) 調達件名及び数量 電子計算装置（T C A P）の賃貸借一式</p> <p>(2) 契 約 方 式 随意契約</p> <p>(3) 契 約 日 平成10年4月1日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契 約 価 格 65,311,470円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県土木部管理課 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>(3) 契 約 日 平成10年4月1日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契 約 価 格 42,037,695円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県土木部管理課 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月9日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
<p>(1) 調達件名及び数量 工事進行管理システムの賃貸借及び保守一式</p> <p>(2) 契 約 方 式 随意契約</p>	